公　示

支担官第150号
令和8年11月12日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前　田　邦　彦

下記のとおり公募する。

1　公募する事項

調達要求番号	件　　名	規格	数量	履行場所（納地）	履行期限（納期）
26S1E20056	空気浄化装置整備交換（その２）	仕様書のとおり	１式	自衛隊サイバー防衛隊	令和9年3月31日

2　応募資格
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和７年度から９年度全省庁統一資格「役務の提供等」のＣ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4)　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を（該当する省指名停止権者）が認めた場合には、この限りではない。

3　公募条件
(1)　本事業の履行能力を有する者
(2)　本事業を効率かつ効果的に実施できる技術を有していること。
(3)　本事業の履行に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。
ア　履行に必要な機械器具、設備、技術等を有すること。
イ　履行に必要な器材等に関する品質管理体制が整っていること。
ウ　履行内容に応じた所要の能力を有する技術者を確保できること。
エ　不具合発生時に迅速かつ継続的に対応が可能なこと。
オ　安全管理体制が整っていること。
(4)　下請企業への一部業務委託
当該事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、前号の項目を満たすこと。

4　契約条項
(1) 役務請負契約条項（基本契約条項）
(2) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項　（※該当する場合）
(3) 生産性向上推進制度に関する特約条項　（※該当する場合）
(4) 談合等の不正行為に関する特約条項
(5) 暴力団排除に関する特約条項

5　応募に関する手続等
(1) 申込先
〒162-8805　東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
電話番号：森根　03-3268-3111（内線30249）
メールアドレス： morinekagu@js.dss.mod.go.jp
(2) 申込受付期間
令和8年11月12日(木)～令和8年11月27日(金)12:00まで
(3) 提出書類
ア　契約希望申請書
イ　資格審査申請表
ウ　現在運用中の空気浄化装置に係る受注実績一覧表（実績がない場合は省略可）
エ　本事業の履行に必要な要件に合致する設備及び体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
オ　下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
カ　本業務の効率化に関する提案書
キ　その他資格審査申請表に示す提出書類及び第３項「公募条件」を証明する書類
ク　参考見積書　　（見積書提出先）大和： yamatoyo69@js.dss.mod.go.jp
ケ　同等品申請書（仕様書記載のカタログ製品以外で本役務を履行する場合。）
(4) 提出要領
ア　ＰＤＦ様式により電子メールで送付する。
イ　(3)ウ～クの書式は任意
ウ　必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

6　提出書類作成上の留意事項
(1) 第２項「応募資格」のない者が提出した場合、証明書は無効である。
(2) 提出書類に虚偽記載があった場合は、応募資格を失うものとする。
(3) 応募に要する費用は応募者の負担とし、提出された資料は原則として返却しない。

7　結果の通知
書類を提出した者に対し、審査結果を通知する。

（会社文書管理番号等）
令和　　年　　月　　日

契約希望申請書

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長　　前　田　　邦　彦　殿

所 在 地
会 社 名
代表者名

公示中の支担官第　　号（令和　　年　　月　　日）の募集に関し、審査資料を添えて応募します。

なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約します。

添付書類：資格審査申請表

資格審査申請表

○○○○○○○株式会社

No.	資格要件	資格保有状況		必要な提出資料
1	予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない。	該当しない	該当する	―
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）を有する。又は、有する見込みである。	資格を有する（見込みあり）	資格を有さない	資格審査結果通知書の写し
3	希望する品目の製造又は修理等役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有する。	許認可等を有する。	許認可等を有さない。	許可証等の写し
4	同一又は類似品の製造又は修理実績がある。若しくは、修理等役務に必要な能力を有する。	・製造図面等保有の有無　有・無 （有：使用可能を含む。） ・製造の実績　有・無		製造図面等の保有状況に係る証明及び製造できることを証明できる資料（契約書写し等）
5	不具合発生時、迅速かつ継続的に対応できる。	対応できる。	対応できない。	―
6	統合幕僚監部が定めた「入札及び契約心得」を熟知の上、一般契約条項を適用して契約を締結することができる。	可能である。	不能である。	―
7	防衛省から指名停止の措置を受けている期間中ではない。	指名停止期間中でない。	指名停止期間中である。	―
8	現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係の有る者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者でない。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者である。	―
9	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者ではない。	排除対象者でない。	排除対象者である。	―
10	秘密（特別防衛秘密又は特定秘密を含む。）を取り扱う場合には、秘密に関する文書等を保管できる設備を有し、かつ、秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、保全上支障のないことを確認した者を充てることができる。	保管設備あり（見込みあり）	保管設備なし	保全施設の確認に関する通知書
		自社規則あり（見込みあり）	自社規則なし	保全規則の確認に関する通知書又は自社規則
11	契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な処置を講じられる。	必要な措置を講じられる。	必要な措置を講じられない。	―
12	次のいずれかに該当するとともに、役務に必要な部品等の入手が可能であること。 ⑴　本装備品等の製造会社であること。 ⑵　本装備品等の製造会社から、履行に必要な製造図面等の保持及び使用権を付与されていること。	役務に必要な部品等の入手が可能である。	役務に必要な部品等の入手が不可能である。	―

※１　資格保有状況は、該当する方に「○」を記入する。

※２　対象件名が該当しない場合は、斜線で抹消する。

別紙様式第６

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田　　邦 彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

同等品による入札・見積申請書

入札・見積に際し次の品目について、内訳書に示す品目の同等品をもって入札等に参加したく申請致します。

件　　名：空気浄化装置整備交換(その2)

調達要求番号：26S1E20056

番号	品　　名	形　　式	機能・性能	単位・数量	可・否

＊カタログ等機能・性能が確認できる資料を添付のこと。

上記製品の 全部 ・ 一部 を同等品として認める。

全部 ・ 一部 を次の理由により認めない。

理由：

階級　　氏名

統　合　幕　僚　監　部　仕　様　書		
件　名	仕様書番号	ＪＳＯ－２６－８１６３
空気浄化装置整備交換（その２）	作成年月日	令和８年２月１０日
	改正年月日	－
	作成部隊等	自衛隊サイバー防衛隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊サイバー防衛隊の調達要求に係る空気浄化装置整備交換（以下，役務という。）について適用する。

2　役務場所

整備交換については，自衛隊サイバー防衛隊（市ヶ谷）において実施する。

3　役務に関する要求

3.1　一般

本役務は，更新する器材等の整備交換等をするものである。

3.2　役務内容

調達要領指定書によるものとする。

3.3　使用部品及び整備用消耗品類

役務に必要な使用部品及び整備交換用消耗品類は，契約相手方が準備するものとする。

3.4　発生材

契約相手方は，取り外した旧部品及び発生材を適切に搬出処分するものとする。

3.5　役務の実施体制

契約相手方は，この役務の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に支担官と協議するものとする。

a)　履行に必要な情報を取り扱うに適当な業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。

b)　前記 a)の業務従事者が，調達要領指定書に示す，同種機材の整備経験を有すること。

c)　上記 b)の業務従事者が，前記 a)に掲げるもののほか，履行に必要若しくは有用な，又は背景なる経歴，知見，資格，文化的背景（国籍等），業績等を有すること。

d)　前記 c)の業務従事者が，他の手持ち業務等との関係性において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

3.6　後片付け

当該役務完了に際して，現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

4　監督及び検査

監督及び検査は，支出負担行為担当官（以下，「支担官」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

5　その他

5.1　提出書類

5.1.1　役務計画書

役務の実施に先立ち，実施体制，緊急連絡体制，全体工程，役務担当者が有する資格，廃棄物処理に関する書類（収集運搬許可書等），使用機器，必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し，役務開始前に提出し監督官の承諾を得る。なお，役務計画書作成にあたり業務を系統的かつ統一的に実施するために，施設の安全と衛生環境に関する法令及び労働基準法等関係法令等を遵守すること。

5.1.2　作業計画書

役務責任者は，役務計画書に基づき各作業別に実施日時，作業内容，作業手順，作業範囲，役務責任者名，役務担当者名，安全管理を具体的に定めた作業計画書を作成し，監督官の指示した日までに提出し承諾を得ること。

5.1.3　作業報告書

a)　契約相手方は作業終了後速やかに，作業報告書(**別紙様式１**)を作成し，調達要求元に提出するものとする。

b)　作業報告書の記載にあたっては，出来るだけ具体的に記載する。また，整備交換対象機器のメーカー名，型番，製造番号等を必ず記載する。

c)　本役務を実施する前に，整備交換すべき内容をデータ及び製本にて提出するものとする。

d)　履行期間の終了時には，作業報告書を製本またはファイルして，役務写真と共に各１部ずつ提出するものとする。

5.1.4　工事写真

a)　契約相手方は，実施前，作業中，作業後の写真を撮影し，監督官に提出するものとする。

b)　現場にて使用する器材に関しては，官側の指定する書式にて申請書を提出し，許可を得るものとする。

5.1.5　役務時間確認書

契約相手方が現地において作業を終了したときは，日ごと**別紙様式２**に示す役務時間確認書を監督官の確認を受けた後，監督官に提出するものとする。

5.1.6　その他

次の役務の記録について，監督官より請求された場合は，提出するものとする。

a)　監督官との調整結果の記録の作成。

b)　業務の全般的な経過を記載した書面の作成。

5.2　保全

当該役務実施により知り得た内容に関し，監督官の許可なく漏洩してはならない。

5.3　立入

契約の履行に当たり，立入制限された区画に入る場合は，個人ごとに許可が必要となるため，契約相手方は，立入申請要領について確認し，速やかに当該箇所に立ち入る人員全員について所要の立入申請を行い，実際に立ち入る期日までに許可を得るもののほか，官側の指示に従うものとする。

ただし，立入の申請に当たっては数か月の期間を要し，許可が下りない場合がある。

5.4　官側における支援

契約相手方は，次の事項について官側の支援を必要とする場合には，事前に官側と協議の上，無償で官側の支援を受けることができるものとする。

a) 駐屯地における施設の利用及び構内回線の使用。

b) その他，必要と認めた事項。

5.5 管理事項

a) 役務の実施にあたっては，関係諸法令を遵守し，現場その他への労務者の出入り監督，火災，盗難等の事故防止について十分注意し，常に諸材料その他のものを整理整頓して清掃に留意しなければならない。

b) 建屋内においては，役務関係地区以外への立ち入り及び役務目的以外の写真撮影は，禁止する。

c) 既存施設の保護には十分注意し，万一損傷を与えた場合は，直ちに監督官に報告するものとする。

d) 役務実施中に契約相手方の過失によって発生した事故については，監督官と協議し契約相手方が保証するものとする。

5.6 仕様書の疑義

契約の相手方は，この仕様書の内容について疑義がある場合は，速やかに支担官と協議するものとする。

別紙様式１

令和　　年　　月　　日

契約相手方

現場責任者名　　印

作　業　報　告　書

契約件名：

契約番号：

対象機器名：

作　業 年月日	作　業　内　容	作業実施者署名

上記のとおり確認する。

令和　　年　　月　　日

監督官

所属

階級氏名　　印

別紙様式２

役　務　時　間　確　認　書

契約相手方				
契約件名				
契約番号		契約年月日		
作業実施年月日				
実施場所				
作業員氏名	所　属　会　社　名	所属部門	作業時間	備　　考

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

派遣作業員
会　社　名
責任者氏名　　印

上記のとおり確認した。

令和　　年　　月　　日

監督官
所　属
氏　名　　印

注１　確認書は，２部作成し次のとおり送付する。
監督官×１，契約相手方（作業責任者）×１

２　作業時間は，時間単位として「分」は１０進法により時間に換算する。
この場合少数第１位までとし，第２位以下は切捨てる。
（例）３時間は３．０Ｈ，２時間１５分は２．２５Ｈであるが２．２Ｈとする。

３　備考欄は作業内容を記入する。

調　達　要　領　指　定　書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	２６Ｓ１Ｅ２００５６
	調達要求年月日	令和８年１１月１０日
	作 成 部 隊 等	自衛隊サイバー防衛隊
	作 成 年 月 日	令和８年１１月５日
品　　名	空気浄化装置整備交換（その２）	
仕　様　書　番　号	ＪＳＯ－２６－８１６３	

指　定　事　項

仕様書第3.2項に係る事項は，以下のとおりとする。

1　交換部品及び数量等

交換部品及び数量等は，**表**のとおり。

表　交換部品及び数量等

品名	参考型式等	単位	数量
火山灰対策フィルター「南風」	株式会社ユニパック　UN-56-112F-115 寸法　６００W×６００H×１１５D 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）	枚	４７
	株式会社ユニパック　UN-28-112H-115 寸法　６００W×３００H×１１５D 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）		８
直流電源	IDEC株式会社　PS5R-VD24 60W 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）	台	６
	PS5R-VE24 90W 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）		１
	PS5R-VF24 120W 又は同等品以上のもの（他社製品を含む。）		２
矩形ダクト	亜鉛鉄板製（厚み：0.8ｍｍ）　２１㎡ 普通鉄板製（厚み：1.6ｍｍ）　１㎡ 形状及び寸法は，別図のとおり。	個	１

2　動作確認等

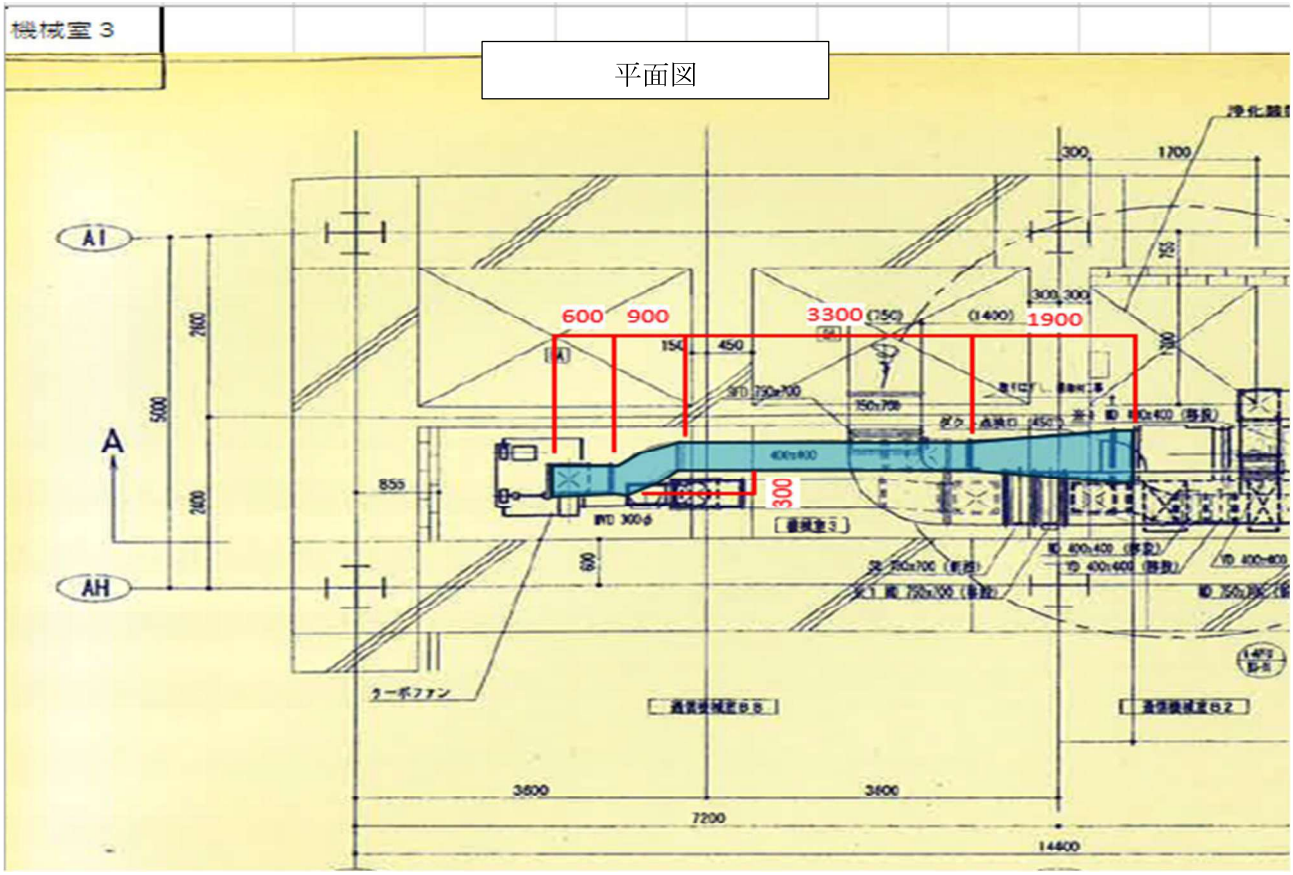
部品交換後，動作確認を実施する。

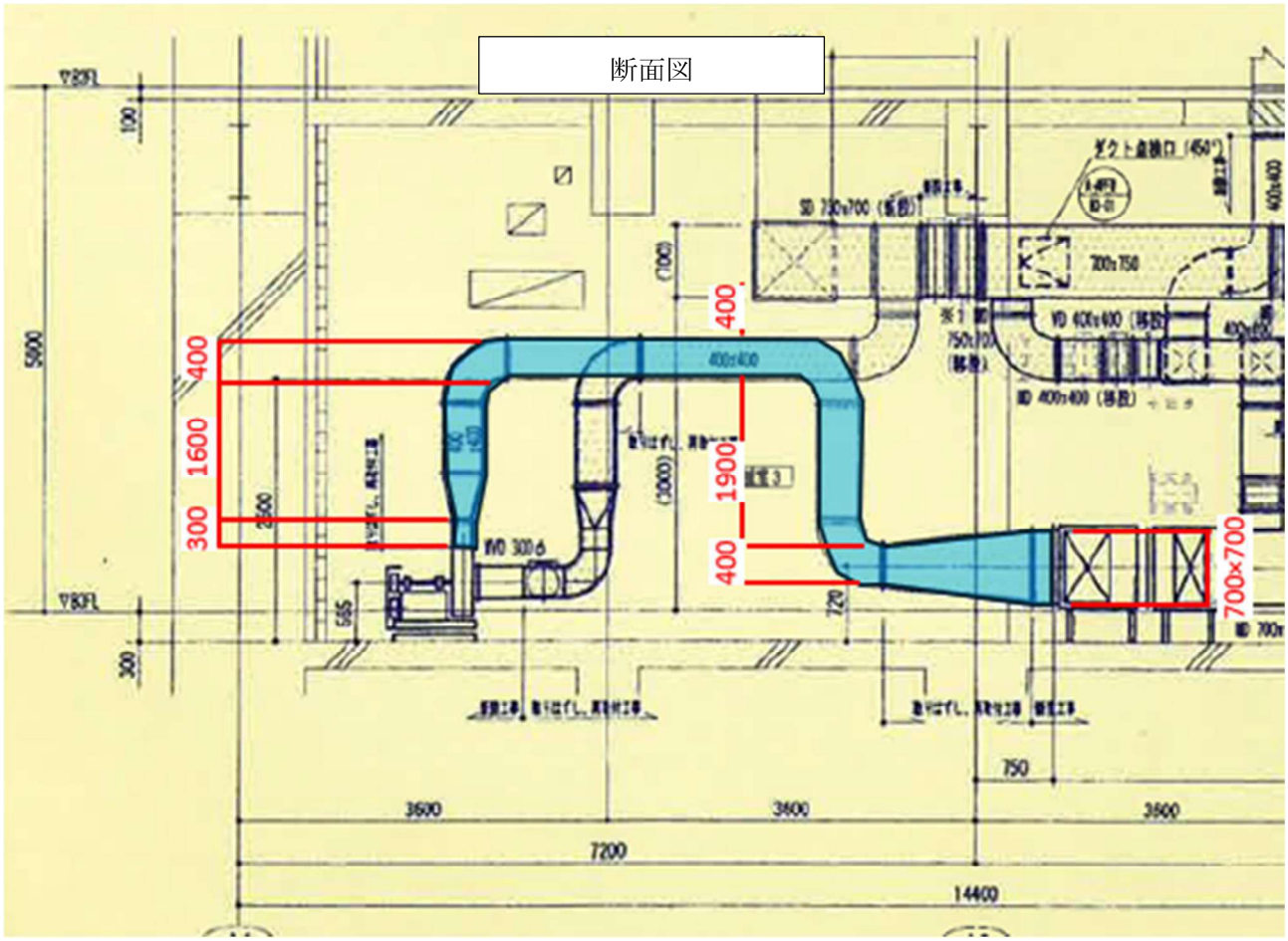
また，部品交換等により取り外した部品の処分は，契約相手方において実施するものとする。

3　実施場所

整備交換作業は，市ヶ谷駐屯地内で実施するものとする。

別図


機械室３
平面図
A1
AH
A
600
900
3300
1900
300
3600
3600
7200
14400


断面図
400
1600
300
400
1900
400
700×700
3600
3600
3600
7200
14400